

二水記について

益田宗

権中納言鷺尾隆康（一五三三年薨、四十九歳）の日記、二水記の原本は、実際に面白いものである。内容については、各人各様の関心があるから無理強いはしないけれども、これを書物として文献学的に考えると、実に面白いと思つてもらえるのではないか。

日記の最終部分が分る例は、例えば中御門宗忠の中右記のように、探せば他にもあるが、日記の最終部分に、記主自身で自分の死亡診断書の所見欄を書いているようなことは、希有に類することではあるまい。天文二年二月、四十九歳の隆康に、明日の北野聖廟法楽御会に祇候するよう、禁中からの催しがあった。隆康は沐浴してこれに備えた（二十四日条）。しかし、これがいけなかつた。翌日になると、熱が出てきた。

昨日の行水、寒風甚し、と日記に記している。そこで御会祇候を諦めた（二十五日条）。一日越えても熱は引かなかつたとみて、革堂觀音などとの参詣には、代官を進らせる始末であった。「進代官了」これが、隆康が日記に書き遺した最後の文字となつた（二十七日条）。十日後、三条西実隆の許に訃報が届いた。実隆は日記にこう認めた。今朝聞く、隆康卿去夜卒去すと云々。四十九歳なり。幼少より見きたる隠便の仁なり。事において尤も惜むべきものなり。不便々々、と。

この年の初め、彼は例年どおり日記帳の準備にかかつた。先年來、手許に届いていた書状や反故紙を二十一枚裏返し、袋綴の冊子を作つた。

表紙に使つたのは、前年の「天文元年十二月十五日」の文字が裏にみえる紙である。その表紙には、

日記癸巳

第十七

と打ち付けに書き、花押を据えた。表紙の裏面は、例によつて上中下の三段に分ち、その右端に「正月」「二月」「三月」と記した。ここは、翌月の初めに、前月分の日記の記事の中から目録を作つて書き込むための欄である。そして次の頁の第一行目から、

天文二年己亥曆

正月

高保
〔隆康〕
ノ借字

一日辰陰飛雪早且拝諸神益酌如例

と書いていた。二月の初めになると、正月分の日記を見渡して、その目録を表紙の裏に書き込んだ。

一日四方拝事

三日參内事

から始まつて、

廿八日參詣事

廿九日詩御会事

まで、すべて二十一か条である。二月分の日記もそうする筈であった。

ところが、例の沐浴が祟ってしまった。三月になつて傷寒の病状が思わしくなく、とても一月分の日記を見渡して目録を作ることなど不可能であった。まもなく他界した。隆康の最期の日記の表紙の裏は、かくして、二月と三月の目録記入欄を空白のままにしている。(口絵下段参照)もしも隆康が他界しなかつたならば、四月に入ると、一日にはまず全頁を使って、同じように「四月　五月　六月」と目録記入頁を作つたろう。隆康は、年初めに作った日記帳に残り頁が充分にある場合は、季代りでも冊を改めずに続けて目録の頁を作り、日記を記していくことができる場合もあつた。また一年全部を収めることもあつた。

例えば、前年の享禄五年、つまり天文元年の日記をみると、隆康のこのようないい日記のつけ方が分る。この年、隆康は、三月が終ると、表紙の裏頁の目録記入欄に、三月の記事の目録を記入した。それから、夏の三か月のため、新しく目録記入頁を作つた。このように次に続ける場合には、この頁は、丁の表ではなく丁の裏に作る。したがつて、右の頁に空白のままの目録記入欄を見て、左の頁から新しい季節の日記が始まる。彼は、三月の目録の仕事が終つた後で、頁をめくり、また右頁に新しく「四月　五月　六月」と目録記入欄を作り、左の頁に、

四月

一日 卯

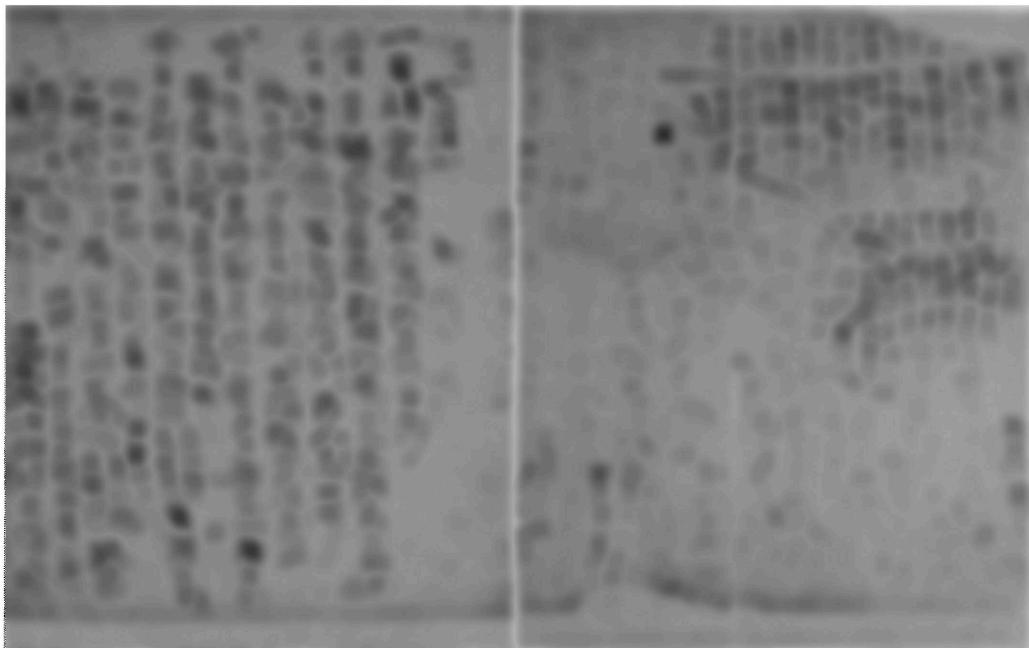
と書いた。しかし、どうしたことか、この夏いっぱい、彼は日記をつけようとしたかった(口絵上段参照)。日記帳の残りは、十七枚の裏表も充分あるというのに。そして秋になると、別に新しい日記帳を作つて、またもののように日記をつけ続けた。このようにして、新しく作られた、表紙とも二十丁の日記帳は、表紙に「十六ノ下」と書かれた。この年の前半、すなわち前冊の日記帳には、単に「第十六」とのみあるのは、一

年一冊で終るか二冊になるか、年初では予測できない以上、当然のことである。事実、年一冊の場合もあつた。

やや脇道に外れるが、大永八年(享禄元年)の日記帳二冊も、彼がどのようにしてこのあたりの日記をつけていたかを物語ついて、興味深い。初めは、今述べたのと同じように日記をつけ、七月が終ると、目録記入欄に目録を書き入れた。八月が終ると、また同じようにした。目録を記入して「十八日詣社事」まで来て、隆康はハタと気付いた、この秋には九月に閏月があるのに、目録記入頁には「七月　八月　九月」とのみ書いて、閏九月の欄を落としていたことを。すぐに「九月」の下に「閏」と書いてはみたものの、あとで用に立つとも思えなかつた。そこで、この六月末の裏頁に作った書きかけの目録欄に墨を引き無効とし、正月から六月までの記事を以つて冊第「第十二ノ下」とし、七月・八月の日記の記事には新しく表紙をつけ、冊第「第十二ノ下」と記し、表紙をめくつた裏には、「七月　八月　九月　閏九月」の目録記入欄を作り、八月までの目録を再び記入し、続けて今までどおりに九月の日記を日々つけていた。閏九月に入つても同じである。挿入図版①は、上段が八月が終つて目録をとり始めたころの状態を振りに作つたもの。下段は、閏九月の目録を作り終つた段階のものである。

さて、このように日記一月分つけ終ると目録をとるという日記のつけ方は、隆康三十六歳の秋から始まるようである。というのは、それ以前の、隆康が日記をつけ始めた永正十四、十五、十六、十七年の部分は、原本でも写本でも、目録を伝えているものがなく、また、原表紙が残つ

〔図版①〕



ているのにその裏面には何も記載されていない(後年の日記の例では、この頁が目録記入欄となる筈である)。しかも一年の分冊の仕方が、正月から七月までを一冊にしたり(永正十五年)、正月から四月までを一冊にしたり(同十六年)、季節を区切りとしない、あるいは季節を区切りにしても、冬を一冊(同十六年)、夏を一冊(同十七年)など、記事が少ないのが常である季節を一冊仕立てにして、四季を一冊にするか、春夏・秋冬各一冊にするかという後半の分冊の仕方と異っている(例外、大永五年夏一冊)。

隆康が日記をつけ始めた永正十四年以前でも、二十一、二十一歳(永正元年二年)の分の日記はあつたらしいが、後年整理し書き改められて、日付が変つても必ずしも改行することなく追い込んで連ね書きされている。(大日本古記録 二水記 一口絵参照)この時、省略された記事もあつたようである。こうして出来た抜粋一冊も、

右文亀四年、永正元年、同二年事、若輩之記、言語道断也。早可投火中。此後從永正十四年又記之。不可及他見者也。
と自ら記す有様であった。この奥書が謙遜でなかつたことは、後によく、隆康自身、日記の冊数に數えていなかつたことからも分る。つまり、格落ちの部分であった。日記は、奥書に「右日記從当年始錄之畢」とある永正十四年四季を第一冊として始められる。

○

では、隆康の日記、二水記の全体像が、どのようなものであつたかを、写本も加えて考えることにしたい。一般には、江戸時代の中ごろから二水記の名称で呼ばれるこの日記も、本人はいろいろに呼んでいる。永正年間のものは、永の字が一と水とから成ることに因んで、一水記と呼ばれ、また、正の字が一と止とに分けられることから、一止記とも呼ばれた。年号が改つて大永になると、永の字が一と水とともに分けられるとして、二水記と呼んだこともあつたが、年号と年代をそのまま用いるか、

素気なく日記と呼んでいるだけである。

二水記は、大半が内閣文庫の現蔵の原本である。原本には、現在、隆真と読むことができる蔵書印(朱)が捺されているので、藤原氏の出、権大納言油小路隆真(一六六〇—一七二九)の蔵であつたことが分る。油小路家は、江戸初期に内大臣広橋兼勝の二男が、中絶していた家を相続して再興したものである。いっぽう、記主の子孫の鷺尾家も慶長十三年に断絶したが、兼勝の三男が養子となつてはいり、兄弟で両家を嗣いでいることが分るが、それが、二水記原本が油小路家に入つてのことと、どう関係するのか、不明である。

延宝七年(一六七九)、二十歳の油小路隆真は、父隆貞の命により、二水記原本の目録を作成した。原本に欠けていた部分を、まもなく写して補い入れたといふ。

二水記廿五冊 但新写七冊

二六事中 二冊

右合式拾七冊

二水記総目

正筆二水記之目録
鷺尾家第十六代
隆真卿日記也

(中略)

隆真書

右目録者、依家君命、今新作之。彼卿自筆日記十八冊、聞書一冊。

朱点六冊者、家藏不足。猶任幸便可新写者也。于時

延宝七己未年春二月十一日

藤原朝臣隆真

ここにいう「正筆二水記」は、現在、内閣文庫にある原本を指すが、内閣文庫では、自筆本は十八冊でこの目録と同じだが、新写本は僅か二冊しかない。また、未完の聞書「二六事中」の原本二冊も同文庫に存しているが、隆真の目録の原本は伝わっていない。幸いなことに、隆真が

目録を作成してから僅か五、六年後の貞享元年（一六八四）・同二年に「正筆二水記」「二六事中」「総目」の三部を影写した者があるため、これら油小路家旧蔵時代の内容を詳しく知ることができる。影写したのは、金沢藩主前田綱紀の下で書物の蒐集にあたってきた人々である。したがってこの金沢藩の影写本を使うことによって、現在の内閣文庫の本が、隆真が目録を作った當時のままかどうか、違っているとすれば、どこがどう違っているかを知ることができる。

「二六事中」二冊は、内閣文庫の分類上、別に扱われているのは仕方がないが、隆真の目録に朱で「新写」とか「新写出来」とか注記されている七冊の内、現在、内閣文庫では僅か二冊が、原本に添えられているにすぎない。原本十八冊と新写七冊との質的な違いから、あるとき、別れ別れになってしまい、そのうえ新写の部分のうちの五冊が行方不明になってしまったようである。ところが、新写の部分七冊分の本文は、金沢藩の影写本、現在尊経閣文庫所蔵の影写本（六／九）によつて、残り五冊をも知ることができる。すなわち、

(1) 永正十四年四季
年春 (5) 同十八年秋冬
年夏 (6) 大永三年春夏
年夏 (7) 同六年夏

(2) 同十六年春四月
天和二年壬戌夏五月廿五日

(3) 同年冬
天和元年辛酉冬十二月初五日

(4) 同十七年
延宝九年辛酉春二月十七日

(5) (6) (7)

以下、書写年月のみを掲げると、

もちろん、尊経閣文庫の影写本にもこの奥書は存するが、(1)(4)～(7)には次のような奥書をもつてゐる。

(1) 永正十四年春秋之日記、因脱巻使書写焉補其闕、予校讐。

延宝九年（＝天和元）辛酉秋八月初七日

藏人頭右近衛権中将藤原朝臣隆真

したがつて隆真の延宝七年の目録は、家蔵不足の流布本六冊分に朱点を附けて置いたが、希望したとおり、二、三年後に新しく補うことができたと解すべきで、それぞの肩に「新写出来」と朱書してあるのは、このような意味であり、結果的には六冊ではなく七冊になつてしまつた。そのため、目録の前書き部分では、「但新写七冊」と新しく断わることにしたようである。現在、内閣文庫の所蔵となっている原本と補写本とは、かつて延宝、天和のころには、油小路家ではこのような形で所蔵されていたことが分る。

○

(2) 此卷亡滅矣、惜哉。僅存手沢者一葉。今借求小川坊城家蔵之写本、使筆雇書補闕卷校讐畢。

天和二年壬戌五月二十日

藏人頭右近衛権中將藤原朝臣隆真

(3) 永正十六年冬月之日記、因脱巻使書写焉補其闕、予校讐。

天和二年壬戌夏五月廿日

隆真が父の命を受けて目録を作つていた同じ年、中御門資熙（一六三五～一七〇七）も、人を使って二水記を書写させ、自ら校正していたといふから、偶然は重なるものである。資熙が写させた底本は、今みてきた原本ではなくて、一部分の表紙に妙な文字が書き留めてある写本であった。なお、現在では、この中御門資熙校正本は、京都大学文学部国史研究室所蔵の勧修寺家旧蔵書の中に収められている。同大学附属図書館に

は、この本とは別に、同系統の菊亭旧蔵本（五一〇四／一／5 但、貴重書ではない）があつて、一行の字配りは全く同じ、ただ一頁の行配りが十行と十二行との違いがあるため、全体としての量が違つてきている。両者の関係には深く立入らないが、これから問題にしようとしている表紙の部分では、菊亭旧蔵本を利用していく。何故なら、表紙部分は、伝來中に外れてしまうことが多く、中御門資熙校正本の底本の場合がそれらしいからである。（但、ここでいう菊亭旧蔵本の表紙は、現状では、内表紙になつてしまつていてる。）

さて、菊亭旧蔵本などにある表紙の妙な文字とは、次のようなものである。若干の例を示すと、

(1) 廿五枚

大永二
四五六
廿五枚

左衛門佐

十二

(2) 大永六 正三
十五
廿四丁

素然上

(3) 大永六 四五六
十六 大六年
秋冬
七八九十一十二
十ノ下

素然上

山科前中納言

(4) 墨付廿四丁 中御門中納言 享禄四 正二三四五六
廿三
享禄五 正三
近衛殿 猪熊

」

私ニ本三冊也

」

(3) 墨付廿四丁 中御門中納言 享禄四 正二三四五六
廿一
廿三
享禄五 正三
近衛殿 猪熊

」

(4) 享禄五 正三
近衛殿 猪熊

」

例示したなかで、年代と月とを示した部分は、その冊に含まれている記事の範囲を示したものであることは、容易に想像がつくが、

(1) 左衛門佐 素然上 山科前中納言 近衛殿 猪熊
(2) 十二 十五 十六 廿一 廿三
(3) 廿五枚 廿四丁 墨付廿四丁

(4) 十ノ下
(5) 左衛門佐 素然上 山科前中納言 近衛殿 猪熊
(6) 十二 十五 十六 廿一 廿三
(7) 廿五枚 廿四丁 墨付廿四丁

は、何を意味するものであろうか。(1)は第何冊かを示すもの、(2)はその冊の枚数を示すものと考えられるが、しかば(3)の数字と同じような(4)の数字は、どのような意味をもつてているのか。さらに(1)の人名は、いつたい、何を意味しているのであらうか。

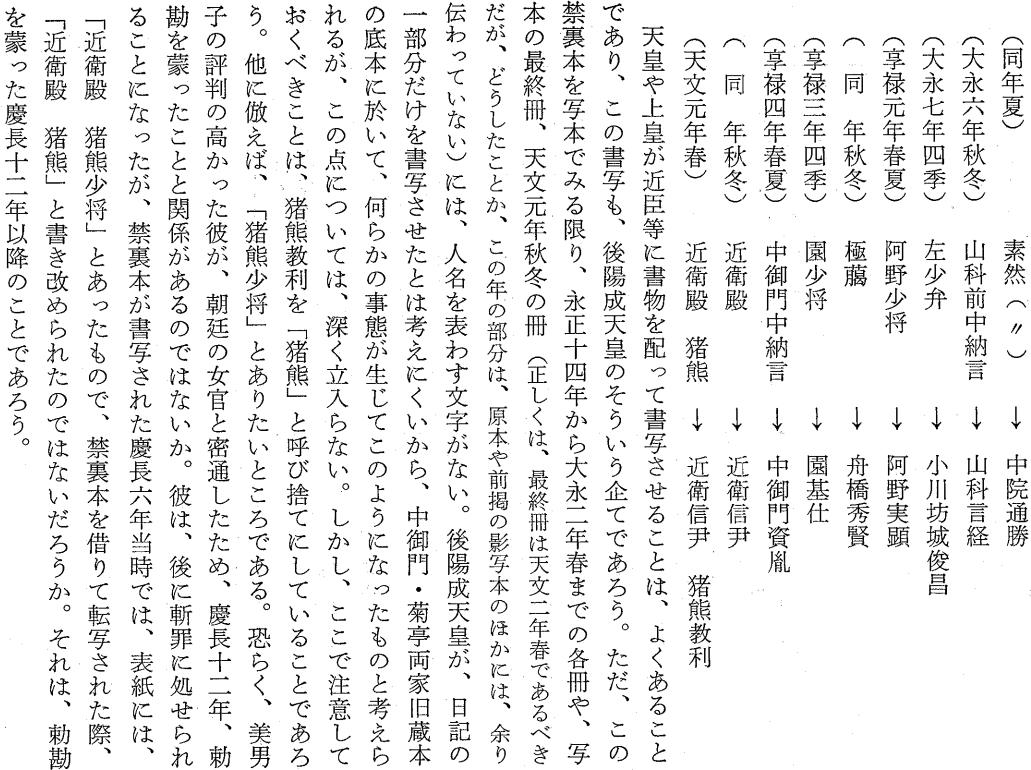
これら難然と書き留められた文字への疑問を解く鍵は、言經卿記の慶長六年四月八日の記事にある。(大日本古記録 七一四九頁)

一、禁中へ鷺尾隆康卿記大永六年秋冬分書之進上了。先日被仰出了。今日長橋殿へ参、官女ノ申入了。早々出来御祝著之由也。

つまり、禁裏からの仰せによつて、山科前権中納言言經は、鷺尾隆康の日記(所持者未詳)の大永六年秋冬分を書写したというのである。

今、(2)の後半を見てみよう。そこには「山科中納言」「大六年 秋冬」とあるではないか。つまり、表紙の文字の意味は、この冊の底本が、慶長六年言經が書写進上了した写本、いわば禁裏本というべき本であることを示したものといえよう。では、この慶長六年を念頭に置けば、各冊の表紙の人名が比定できるのではなかろうか。

(永正元年二年) 六条宰相 ↓ 六条有広
(大永二年夏秋冬) 左衛門佐 ↓ 富小路秀直
(大永三年春夏) 花山院大納言 ↓ 花山院家雅
(同年秋冬) 烏丸大納言 ↓ 烏丸光宣
(大永五年春) 右大弁宰相 ↓ 勸修寺光豊
(同年秋冬) 烏丸大納言 ↓ 烏丸光宣
(大永六年春) 素然(法名) ↓ 中院通勝



次に、禁裏本系の表紙にある(二)「十ノ下」について考えてみよう。ほ
かには、次のようなものがある。

(享禄三年四季) 第十四

(享禄五年四季) 第十六ノ下

各冊にその記載がないのは、禁裏本を作成した人々が、そこまで忠実に
書写しない場合もあつたということであろう。

さて、驚くべきことには、この三つの例とも、現存する原本では該当す
る年月の冊の表紙に記されている文字と一致するのである。

(大永六年秋冬) 大六年夏秋冬 十ノ下

(享禄四年四季) 日記壬辰 第十四

(享禄五年四季) 享禄五年七月已来 十五ノ下

最後に残つた(八)枚数はどうなるであろうか。↓印下は現存の原本の墨
付丁数。

(永正元年二年) 墨付卅六丁 ↓表紙トモ三十六丁

(大永二年夏秋冬) 廿五枚 ↓表紙トモ二十三丁

(大永三年春夏) 廿六丁 (ナシ)

(大永三年秋冬) 廿四丁 (美ハ大永五年秋冬)

(大永五年春) 廿三丁 ↓表紙トモ二十三丁

(大永五年秋冬) 廿四丁 ↓表紙トモ二十四丁

(大永七年四季) 廿七丁 ↓表紙トモ三十八丁

(享禄元年春夏) 墨付廿八丁 ↓表紙トモ二十八丁

(享禄元年秋冬) 墨付廿六丁 ↓表紙トモ二十六丁

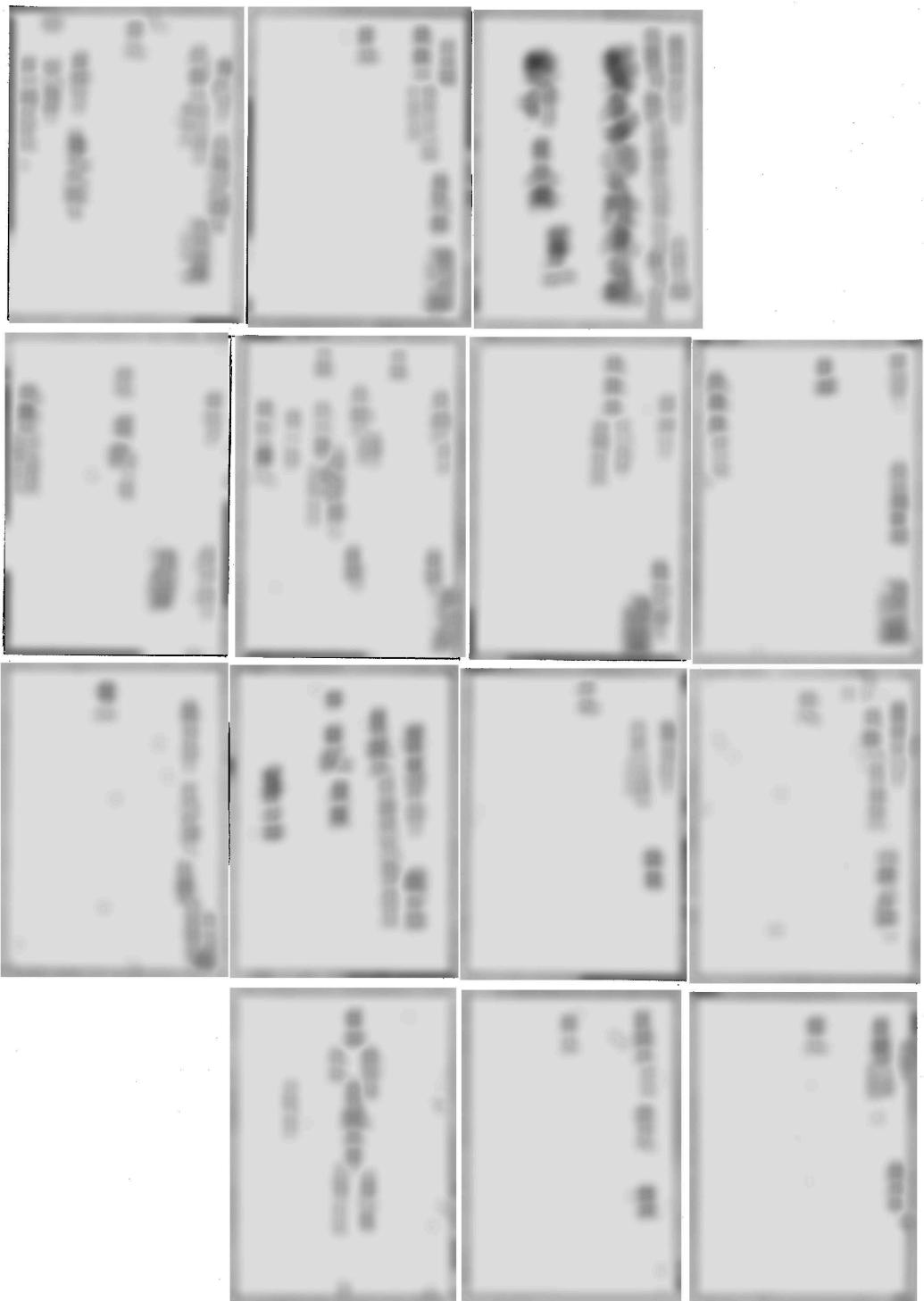
(享禄三年四季) 墨付四十三丁 ↓表紙トモ四十三丁

(享禄四年春夏) 墨付廿四丁 (ナシ)

(享禄四年秋冬) 十七丁 ↓表紙トモ十六丁

禁裏本の一部分の表紙にある丁数、墨付丁数は、実によく現存の内閣

〔図版②〕



文庫原本と一致する。僅か三冊が違っているが、それも一~二丁程度のものでしかない。したがつて、この点からも禁裏本が原本を底本として書写されたものであることは疑えない。

禁裏本が全二十五冊であったことは、その第一冊の表紙に「總計廿五冊」とあつたらしいことや、天文元年を第二十四冊としているから翌二年の最終冊が第二十五冊に相当することなどから分る。禁裏本の転写本は、今日、この第二十五冊を欠いているが、かつて存在していたのであろう。禁裏本は、また、大永二年夏秋冬を第十一冊ノ下としているから（図版②参照）、第一（永正元年二年）から順にここまで降ろしてくると、結果は別表のとおりとなる（別表では、推定した冊第を2 3 4 5 6 7 8 9 10 11で表わしている）。

さて、慶長六年に原本から写したこの禁裏本には、現在の原本には見当らない二冊がある。大永六年春夏（素然・中院通勝書写）と享禄四年春夏（中御門資胤書写）とである。つまり、この二冊の原本は、慶長六年前後には存在していたのである。しかし、延宝七年に油小路隆真が作った目録には、既に姿を消してしまっている。つまり、この半世紀のあいだに散逸してしまったのであろう。

禁裏本が、かつての原本を底本としたらしいことを確めたのであったから、この復元された禁裏本の全体像をもとにして、次に、現存の原本の表紙のところどころに遺されている冊第と思われる数字を辿つていけば、かつての原本の全体像をも復元できるのではないか。

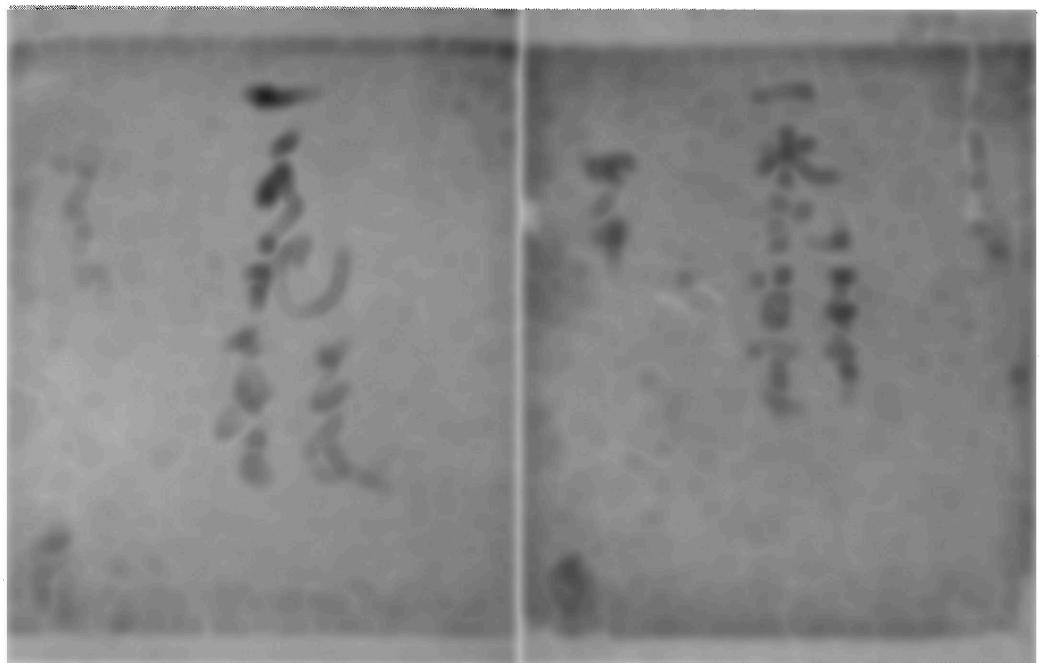
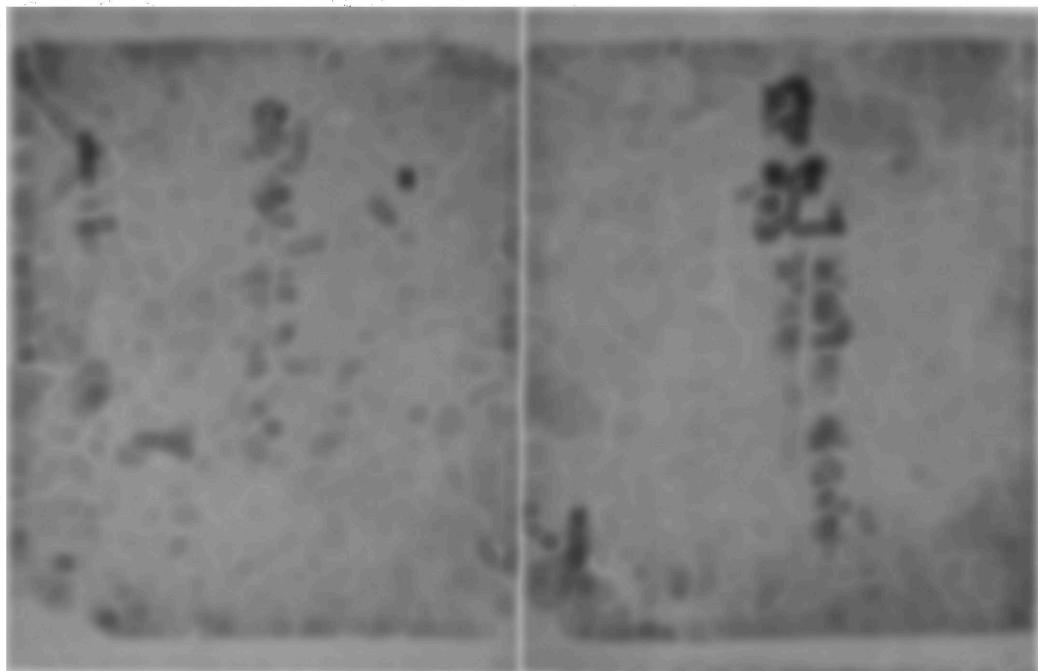
記主隆康は、永正十四年の日記の冊尾で、自ら「右日記從当年始錄之畢」と明言していたから、禁裏本では「第一」が永正元年二年の冊であったが、原本では、永正十四年を第一冊と推定してよいであろう。永正元年二年の冊は、「若輩之記言語道断也、早可投火中」であった。そして、前文に続けて「此後從永正十四年又記之」とも云つてゐるから、永

正三年から十三年までの日記は存在せず、日記の第一は、この永正十四年四季の冊であることにならう。しかし、残念なことに、写本しか伝わっていない。翌年の十五年正月～七月の冊（原本）が「鳥鬼私記戊寅第」とするのは、このためである。禁裏本では第七、第八冊に推定した永正十七年夏の冊（原本）と秋冬の冊（原本）とは、表紙には「四ノ中」「四ノ下」とあるのだから、永正十七年全体は日記の第四の三分冊の二冊となる。当然、前年の分の正月～四月の冊（原本一紙と写本）と冬の冊とは、第三の分冊となる。このようにして、禁裏本の第九、第十冊に相当する原本の大永元年春夏の冊と、原本はないが写本として残つてゐる同年秋冬の冊とは、原本の第五の上と第五の下ということになる。

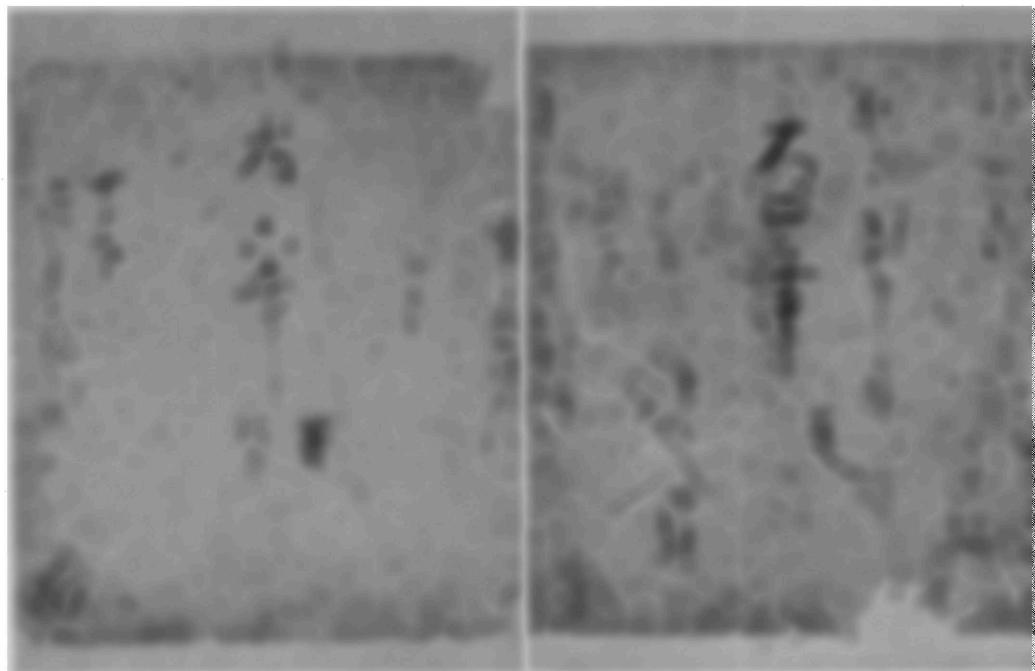
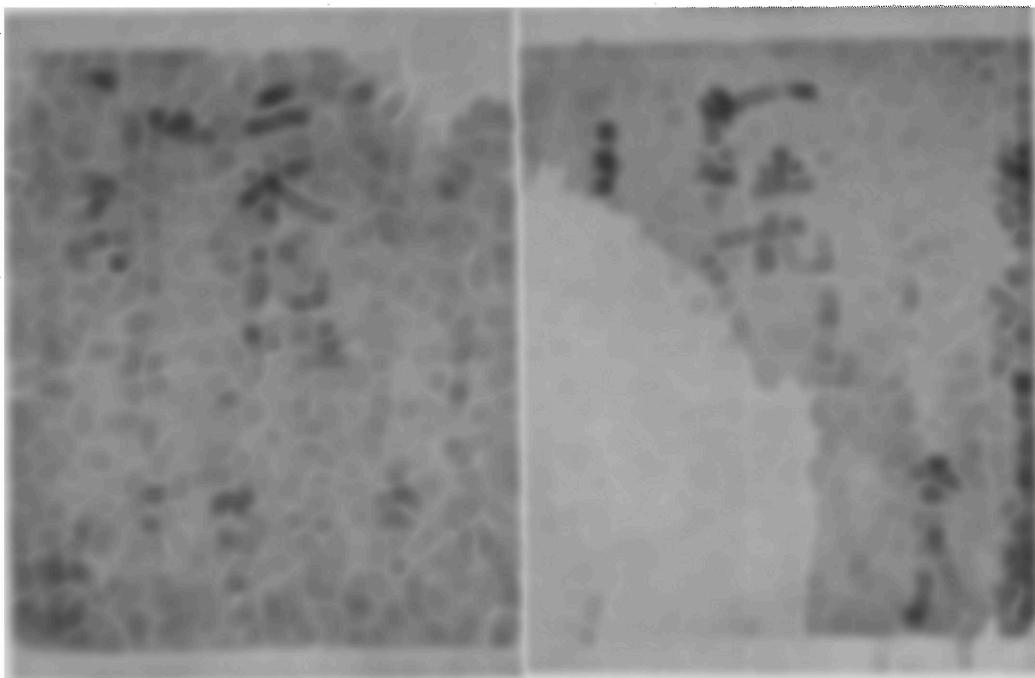
年ごとに冊第をつけていたことが分ると、例えば、原本の表紙に大永二年が第六で大永六年が第十とあるのだから、その間の三年は第七、四年は第八、五年は第九と推算していく。今、大永四年は原本はもとより写本もない部分であるが、こうみてくると、原本第八の冊として存在したことが認められる。慶長六年の禁裏本の成立以前にこの冊が散逸してしまつたらしいことは、禁裏本の冊数でも大永四年が抜けていることから分る。同じようなことは享禄二年についても云え、この冊は、原本に存在していて、第十三であつたのである。そしてこれも、慶長以前には散逸してしまつたのである。しかし、これらの年が、さらに上下に分冊されていたかどうかまでは、不明とせざるをえない。享禄四年、秋冬が「十五ノ下」というからには、禁裏本で一冊として扱つてゐる春夏は「十五」（第十五ノ上）であろう。

大永五年秋冬は、原本が伝来する過程で表紙を失つたため、誤つて大永三年秋冬として扱われている。禁裏本十三に「鳥丸大納言」とある廿四丁の冊子がありながら、第何冊とは明記しない同じ一冊が同十四と同十五との間にあるのは、後にこの冊が大永五年秋冬であることに気付

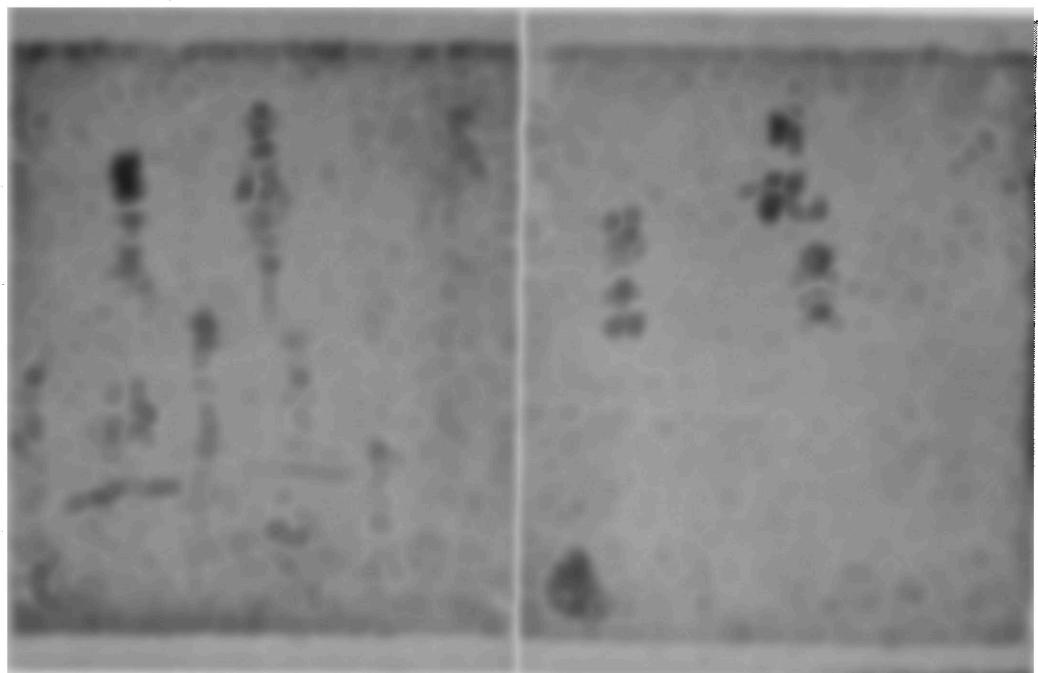
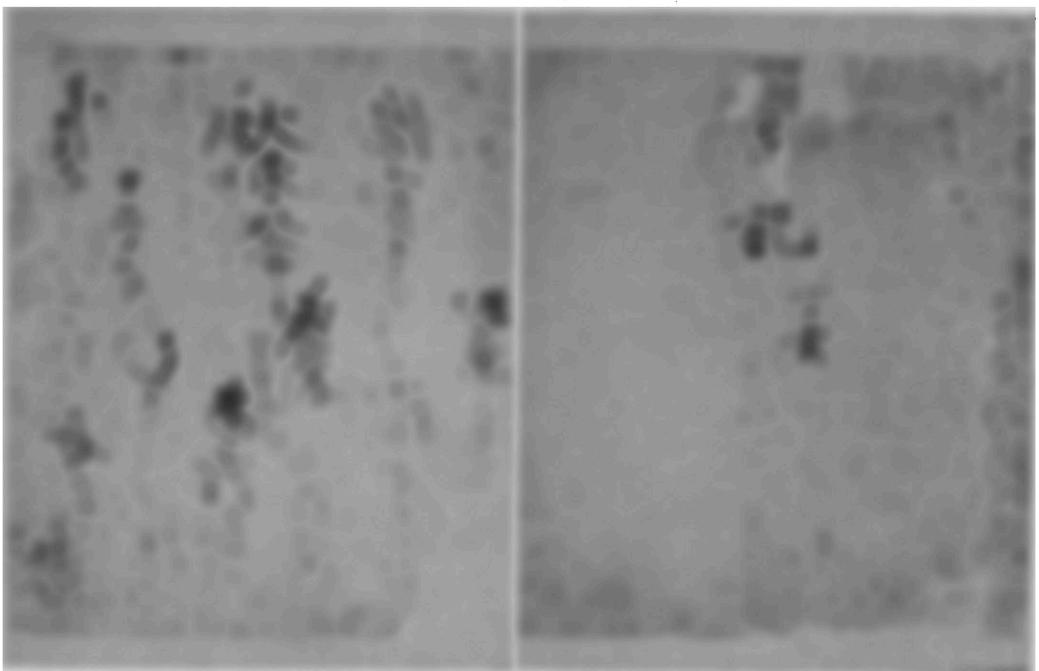
〔図版③一1〕



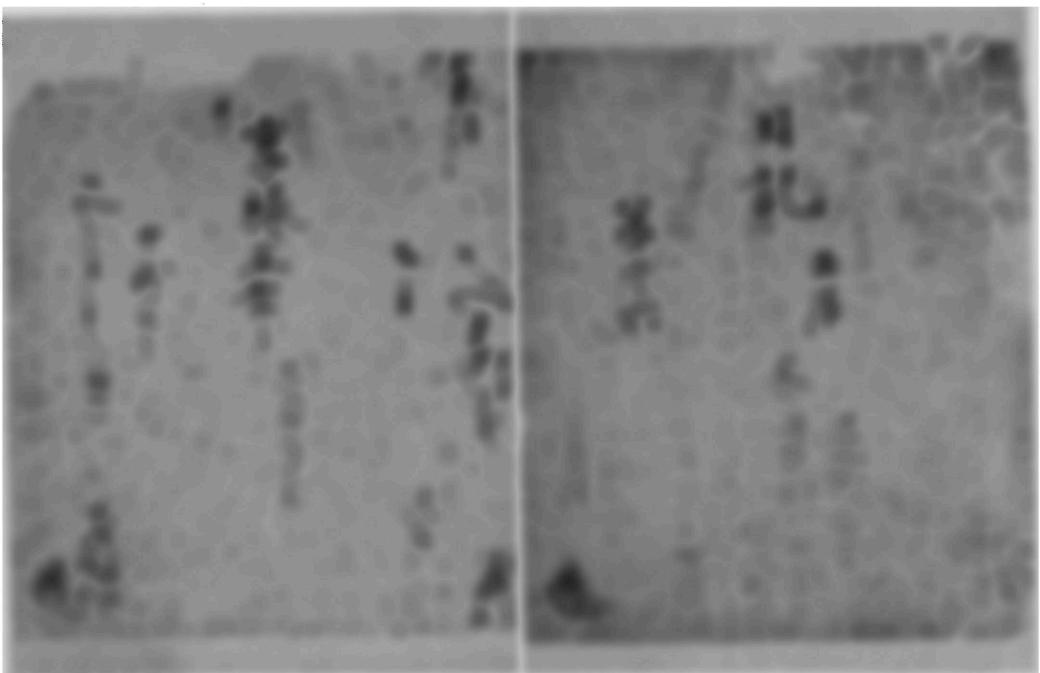
[図版③—2]



[図版③—3]

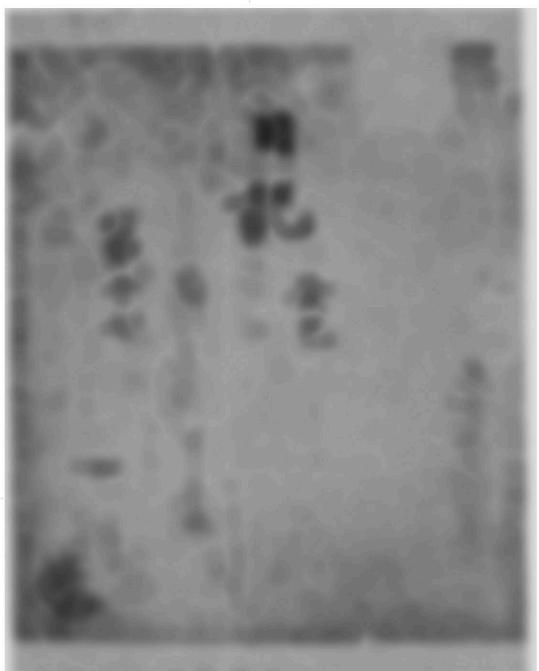


〔図版③—4〕



(注)

大永三年秋冬（第七ノ下）、大永五年春（第九）、臺祿
元年春夏（第十二）の三冊は、表紙の表側を損じ、裏
側のみを現存するが、ここには収録しない。



[別 表]

年齢	年紀	月	現存の原本		延宝の影写		流布の諸写本		禁裏本(書写者)		往時の原本
20	永正1	四季	○	日記	○		○		○	第一(六条有広)	別扱
21	2	四季									

33	永正14	四季	×		△	天和の補写	○		△	2カ	第一
34	15	1~7	○	鳥兎私記一水第二	○		○		△	3カ	第二
											?
35	16	1~4	○	(原本一紙、他は補写)	△	天和の補写	○		△	4カ	第三
											?
		冬	△	(補写)	△	天和の補写	○		△	5カ	第三ノ下
36	17	春	×		△	天和の補写	○		△	6カ	第四
		夏	○	一水記 四ノ中	○		○		△	7カ	第四ノ中
		秋冬	○	一水記 四ノ下	目	○	○		△	8カ	第四ノ下
37	大永1	春夏	○	一止記 第□ 目	○		○		△	9カ	第五
		秋冬	×		△	天和の補写	○	目	△	10カ	第五ノ下
38	2	春	○	二水記 第六 目	○		○		△	11カ	第六
		夏秋冬	○	大二年 六ノ下	目	○	○		○	十二(富小路秀直) 目	第六ノ下
39	3	春夏	×		△	天和の補写	○	目	○	(花山院定熙) 目	第七
		秋冬	●	(原表紙散逸) 目	●		●	目	●	(鳥丸光宣) 目	第七ノ下
40	4		×		×		×		×		第八
41	5	春	○	(原表紙散逸) 目	○		○	目	○	十四(勧修寺光豊) 目	第九
		夏									?
		秋冬	(この二季は、伝来上、誤って大永3年秋冬に編入されている。●印部分)								第九ノ下
42	6	春	×		×		○	目	○	(中院通勝) 目	第十
		夏	×		△	天和の補写	○	目	○	(中院通勝) 目	第十ノ中
		秋冬	○	大六年 十ノ下	目	○	○	目	○	十六(山科言経) 目	第十ノ下
43	7	四季	○	日記 □ 目	○		○	目	○	十七(小川坊城俊昌) 目	第十一
44	享禄1	春夏	○	(原表紙散逸) 目	○		○	目	○	十八(阿野実顕) 目	第十二
		秋冬	○	大永八年第十二ノ下	目	○	○	目	○	十九(舟橋秀賢) 目	第十二ノ下
45	2		×		×		×		×		第十三
46	3	四季	○	日記 第十四 目	○		○	目	○	廿(園基任) 目	第十四
47	4	春夏	×		×		○	目	○	21 目	第十五
		秋冬	○	享禄四年 十五ノ下	目	○	○	目	○	廿二(近衛信尹) 目	第十五ノ下
48	天文1	春夏	○	日記 第□ 目 (夏は記さず)	○		○	目	○	廿三(近衛信尹) (猪熊教利) 目	第十六
		秋冬	○	享禄五年 十六ノ下	目	○	○	目	○	廿四(記名ナシ) 目	第十六ノ下
49	2	1~2	○	日記 第十七 目	○		×		△	25 目	第十七

目：目録記入頁ノアルコトヲ示ス。○△：本文伝存。×：本文伝存セズ。

き、新しく写し加え、間に補つたものであろう。

このようにして禁裏本の冊数を復元し、それを参照しながら原本を復元していくと、日記は全十七巻、永正十四年から天文二年まで毎年記されていたが、年によつては一部の季節が記されなかつたことが分るのである。また、記された日記でも、慶長六年以前に散逸した部分と、それ以後半世紀の間に紛失した部分とを指摘することができる。これらを見易くしたものが、別表である。

○

大日本古記録に「水記」を収録するに際し、「本書は、永正十四年（一五一七）に始まつて、天文二年（一五三三）に終り、もと十七巻の冊子本で、その多くの巻を上下、或は上中下に分つてゐた。それらのうち永正十五年八月—十二月、同十六年五月—九月、大永三年秋冬、同四年四季、同五年夏、享禄二年四季、天文元年夏等は散逸し、本文が伝つてゐない」と例言に記しているのは、以上の考えに基いてゐる。もつとも、そこに天文元年夏の五文字を誤つて入れたのは、校了間際のあわただしさとはいへ、後世に汚点を残した。この部分が記されなかつたことは、本稿の前のほうで触れてゐる。また、例言の中で、「このほか本書には、記主自らが「若輩之記」と卑称してゐた永正元年・同二年の日記抜粋が附隨してゐる」と記して、巻間云われてゐる説明と趣を変え、本記から一段格を落としたような位置づけをしてゐる意図も分つてもらえるであろう。

油小路家旧蔵であつた内閣文庫現蔵の原本を底本として出版するのであれば、補写本の一部が散逸してしまつて油小路家所蔵当時のものよりもないとはいへても、尊経閣文庫現蔵の影写本によつて往時が復原できるのであるから、出版するにはこれらにより補うのが翻刻の常道と云われるかも知れない。しかし、これを却け、中御門本や菊亭本を以て補つ

た理由は、本稿の行文から充分に窺つてもらえるのではないか。

そこに山があるから登るのだといった具合に単純に、そこに書物があるからそのまま翻刻するのだと、大日本古記録ではできないのである。